

最高速度 新東名高速道路 120^キ 試行開始



開始日時

3 / 1 (金) 午前10時から

※ 天候等の状況により、試行開始日時が変更される場合があります。

試行区間

森掛川IC ⇄ 新静岡IC

※ 平成29年11月から試行している110^キ区間に同じ。



注意事項

- 大型貨物自動車等の**最高速度は「80^キ」**のまま変更ありません。
- 最高速度は「120^キ」に引き上げられますが**交通状況に応じた安全な速度**で走行してください。



静岡県警察本部

「最高速度120キロ」試行の概要

平成27年度に学識経験者等から構成される調査研究委員会において、「高規格の高速道路における速度規制の見直しに関する提言」が取りまとめられ、平成29年11月から新東名高速道路の新静岡インターチェンジと森掛川インターチェンジの間で、最高速度110キロの試行を実施してきました。

試行1年間の交通事故発生状況や実勢速度等の結果は、試行前と比較して大きな変化がなかったことから、同区間において最高速度を120キロとする試行を行います。

試行区間を走行する際の留意事項

最高速度が120キロに上げられますが、**120キロで走行する必要はありません。**

十分な車間距離を保ち、進路変更する際は、**進路変更しようとする車線の安全確認**を確実に行っていただくとともに、**交通状況に応じた安全な速度で走行**してください。

最高速度が「120キロ」となる対象車両

高速自動車国道における法定の最高速度が100キロとなっている車両を対象とします。

- 大型乗用自動車(大型バス等)
- 中型乗用自動車(マイクロバス等)
- 特定中型貨物自動車を除いた中型貨物自動車(車両総重量8トン未満・最大積載量5トン未満)
- 準中型自動車
- 普通自動車
- 125ccを超える自動二輪車

